

# 經濟論叢

第七十三卷 第三號

---

- 山村部落財政の實態……………島 恭 彦 (1)
- 政黨連合運動の破産……………市 原 亮 平 (15)
- ケインズの所得の定義……………三 上 正 之 (37)
- 賃銀水準と雇傭の變動……………清 水 義 夫 (57)
- 

[昭和二十九年三月]

京都大學經濟學會

# 山村部落の財政實態

鳥 恭 彦

は し が き

この小論は經濟論叢第七一卷、第四號に發表した「山村の經濟構造と財政」（以下「經濟構造」と略す）の續編である。但し「經濟構造」は、調査の整理過程で必要になつた一つの方法論的視點であつたという意味で私個人の責任である部分が非常に多かつたのに對して、この論文はより多く一昨年朽木村の調査に當つたゼミナール生十七名及び大塚院學生渡邊敬司君の共同の成果である。なかでも部落財政に関する資料を採し、これを整理するのに大きな役割を果たしたのは、中江澄君はじめ、関利喜、鳥飼俊通、入矢務の學生諸君であつた。更にこの論文について責任の範圍を明かにすれば、(一)と「むすび」とは鳥が執筆し、(二)(三)は上記の四君が提出した報告を渡邊敬司君が整理、分析したものである。

## 一 山村部落の問題

「經濟構造」で、山村の財政を分析した際に、村政にタッチするものは個々の村民であるより、部落秩序を背景にした山林地主であることを指摘しておいた。従つて山村財政の分析はこの山村地主の支配の根である部落財政や

その經濟構造を分析しなくては充分と云えないのである。併しそれらの具體的な分析に立入る前に、あらかじめ山村内部の部落の問題點を整理しておこう。

「經濟構造」では山村も廣汎な外部資本、商品經濟の侵入をうけ、階級分化の進んでいる點を指摘した。併しそれが同時に、零細な耕地、乃至山林にしがみつく多くの農民を再生産し、彼等の山林地主に耕作地主に對する多様な隷屬關係を新に生み出している。従つて地主に對して完全に獨立し得ない農民の上に部落秩序が維持されているのである。なるほど古い部落秩序が残存しているのは、山村の地域の廣大なこと、交通の不便なこと、部落間の距離の遠いことも原因している。併し有力な山林地主が部落の協定によつて村會議員におくり出されるのは、貧農が遠い奥地部落から役場に出て來て政治のために幾日も空費出来ないからであつて、してみれば以上の部落秩序を維持する原因とみえた自然的距離は、地主には村政は近いけれども、貧農には遠いという政治經濟的距離なのであり、それがそもそも部落秩序を規定している一つの原因であつた。一部落または數部落が協定して村會議員がおし出されるように、村政はまた部落秩序を通じて行われる。例えば村税の徴收は、不便な奥地部落では數ヶ日をかけて行われるが、縁故のない若い徴税吏員であればその間の宿泊が出來ない。それで奥地の有力者に顔のきく、また縁故のある古顔の吏員が出かける必要があるという事實は、村税の賦課徴收すらが部落秩序を媒介とせずには行われぬの事情を推測させるではないか。

併し「經濟構造」の中でも明かにしたように、部落は國家權力や外部資本が山村をつかむその手がかりとなつており、山林地主はいわばこういう外部の勢力を部落の内部に浸透させる權力裝置の各部に寄生しているのである。山林地主に與えられる村の、または部落の、または各種經濟、文化團體の役職は正にそれであつた。外部資本のも

たらず商品經濟の作用、あるいは税金、供出等に代表される國家權力の作用は各部落の階級分化を促進するが、これが部落秩序を打破つて村政と直接した場面に階級對立をおし出すまでに至つていない。けだし既にのべたように貧農達はなお耕地や山林の斷片にかぢりついているから、山林地主や部落ボスへの從屬を促す結果になり、そのことが更に國家權力や外部資本の末端機關としての彼等の地位を強化することになるからである。従つて部落秩序は維持され、むしろ村政の場面では階級對立が部落對立の様相をとつてあらわれて來る。自己の部落の秩序を維持しようとする部落の支配者は、村の財政資金や國家の補助金をめぐつて抗争する。時には村當局を出しぬいて、「地下役場」の形で外部の勢力と結びつこうとする。

併し以上のことは交通不便な奥山部落と、外部經濟圏に近接した部落とでは、あらわれ方に相違がみられるのである。奥山部落では商品經濟の作用は兼業農家を輩出させているが、他方で炭焼や山林勞働を通じて貧農達の山林地主に對する多面的な從屬も進んでいる。彼等の經濟的はたんは部落秩序への批判とならずに、逆に外部經濟圏に近い部落、また村外への人口流出となつてあらわれる。山林地主達は部落秩序の動搖に對しては、村や國家の權力を背景にして、補助金や災害復舊予算の獲得、學校建設、道路、橋の敷設等種々の恩惠政策の推進をはかるのである。

外部經濟圏に近い部落では、多彩な職業と階級の分化が進み、山林地主への從屬もそう單純ではなく、部落秩序は相當ゆらぎ、弱まつている。ここでは奥山部落のように外部資本の作用が、反作用として地主的官僚的支配の強化を生み出すという關係はみられず、部落内の「民主化」の過程を通じて、その支配が導入される。例えば中農層や貧農層にまで部落の役職が分配され、部落の財政が「公開」される。併しこの「民主化」もやはり部落のワク内

てのものであり、内部に對するよりも、外部に對する恣態である場合が多い。即ち「民主化」のポーズによつて國家權力と結びつき、「モデル部落」の指定をうけて、より多くの補助金を獲得しようとするものである。戦後のわが國にぞくぞくあらわれた「モデル部落」や「モデル村」とは、地主的勢力が舊秩序の動搖に對應して、古い支配の根を多少とも殘し乍ら、國家權力と結びつこうとする時の體制であると理解してよい。

私達がここにとりあげようとするのは、このような意味での「モデル部落」の財政である。それが「モデル部落」であるが故に、私達は分析の手がかりとなる予算決算書類を手に入れることが出来たのであり、また「モデル部落」であるが故に、その財政構造の中に、地主的支配と官僚的支配の混合物がみられることは、後に指摘する通りである。

## 二 部落の政治經濟構造

ここF部落は役場から歩いて四〇分、距離二・五軒の江若バス沿線にそつて密集した部落である。部落の總戸數三八戸（一・一五人）のうち農家が三五戸、耕地二一町四反、山林五二町四がこの部落に屬し、主たる生産物は米二七〇石（供出五六石）、炭九三七〇俵、木材年成長四五〇石（造林面積九一町）、仔牛一一頭、牡牛二一頭である。農家三五戸について耕地山林の所有分布を規模別に見れば第I表の通り。F部落を輿地部落と比較して特色づければ

(1) 耕地の山林に對する面積は輿地よりも大きく、耕地は相當に開けており反當り收量は輿地の一・二石平均に對して一・七石平均という高位にある。

第1表 P 部落の土地所有と役員の經濟的基礎

耕地所有 山林所有	耕地所有							計	山林所有	
	0	3反未	3~5	5~7	7~10	10~15	15以上		戸數比	面積比
0		1						1	2.9	—
5反未		2						2	5.7	—
5反~1町		1○		2○				5	14.3	1.7
1~8		2						4	11.4	3.7
8~5			2	2				4	11.4	7.4
5~10		2	1	3	1▲			7	20.0	21.6
10~15				2	1▲	6⊕	1	10	28.6	51.2
15~20							1●	2	5.7	14.4
計		8					2	35	100.0	100.0
耕地所有	戸數比	22.8	11.4	25.7	17.1	17.1	5.9	100.0		
山林所有	面積比	4.1	6.9	25.6	20.9	29.0	14.4	100.0		

● 前村議、村議候補 ⊕ 區長一固定資産評價補助員  
▲ 元區長 ○ 部落役員（土木・産業・文化等）

(2) 土地所有の關係は奥地よりも獨占の度合は低く、奥地では五〇町、一〇〇町（拳鬚）の地主がいるに反してここでは最高一五—二〇町層の二戸に過ぎず、かつ耕地と山林の所有狀況も相當のデコボコがあつて、その照應關係は奥地ほど明確でない。

(3) 農民の兼業には炭焼のほかは鑛業、大工等外部資本の賃労働者や職員も兼業が見られ、役場に比較的近いだけに外部經濟圏との交流の度合は大きい。

このような特質がこの部落を村當局をして「モデル部落」と指定させた一因であり、また他部落に先んじて部落財政の民主化を日程に上せた地盤でもあつた。併しこの民主化が區長、小學校長等の手で進められたことは、後に見るような限界を當然に含んでいると共に、貧富の差の激化は既に「モ

デル部落なんて過去のことだ」という貧農の聲を生んでいる。

そこでまず部落、村の役職にある人々の経済的基礎を示した第I表を見よう。村政にタッチする村議はもとより、部落を總括し同時に固定資産評價補助員でもある區長は、凡て部落の上層にある地主、中農上層である。

すなわち區長A氏は耕地一町を所有し内三反を貸付けている耕作地主であるとともに、山林一四町という部落二、三の山持ちである。彼の田は反當り二石という上田で、採草地四枚を二枚宛年に使用して既肥(牛一頭所有)を大量生産して金肥を節約し——彼の言では寒冷地帯では金肥を使うと稲に白穂ができる由——五〇俵を生産して相當の供出ヤミ米の余猶もある。他方自家勞働(家族六人、勞働力四人)を主として年間八〇〇俵の木炭を焼き一三萬圓余の現金収入を得るとともに、他人原木に依存する農家に一町につき五萬圓の割で原木を賣つている。

植林の面でも二〇町(きき込み)の山に一割の植林を行い、自ら育苗もしており、要するに炭焼・植林・農業の多角經營をいとなむ耕作地主である。彼は單に部落の區長であるのみならず、固定資産評價補助員として村政にタッチしている。また村議に立候補したB氏は部落一の土地所有者(山一六町八反耕地一町五反田七反貸付)で票は他部落の村議に喰われて落選したものの、その息子は農協の技術員として活躍している。

これに反して部落内の職務を執行するに過ぎない部落の役員——土木・産業・文化・宗教部長等——や村と部落を結ぶ駐在員(他の部落では區長が兼ねているが多いがF部落では駐在員は單なる連絡係として回り持ち)は、單なる走り役として中農下層・貧農に回り持ちされている。すなわち、たとえば宗教部長をつとめるC氏は山林四町、田二・六反、畑一・五反(下層ほど畑地の比率が大きい)の所有者で、八人の家族をかかえ次男は京都の友禪の徒弟に、長女は大阪へ女中にと離村している。農業は親類から田一反七畝を借受けて四反三畝の田を経営しているが、それで

は喰つてゆけなからので、戸主は山林労働(組長)に、長男は區長の原木を買つて炭焼に従事し、また臨時の土建に

父子とも雇われているといふ貧農である。

### 三 部落費の配分

このような部落の権力——階級構成の中で、ではどのような部落行政が行われているのか、まず「ここでは部落費の割當は最も公平です」と自慢される部落協議費の賦課状況を見よう。第2表は昭和26年度の部落費負擔の表である。部落費の割當は資産割(三〇%)所得割(四〇%)均等割(三〇%)の三本建をとつており、この點他の多くの部落が頭割の均等なのに對して私達はこの改革を高く評價しなければならぬ。だがこれで必ずしも中農下層、貧農の部落費負擔の軽減されたわけではない。いま土地所有規模別に、村民税、固定資産税の負擔と部落費の負擔を對比してみる

第2表 部落費の負擔狀況

(イ) 昭和26年度F部落收入豫算

總額	90,300圓		
土地賃貸價額割	18,060	土地賃貸價格1圓につき	¥4.07
家屋	9,030	家屋	¥7.29
所得割	33,120	1等級より12等級まで	
平均割	27,090	一戸平均割り	¥752.50

(ロ) 土地所有規模別部落費負擔の狀況

耕地所有規模別	3反未	3~5	5~7	7~10	10~15	15以上
戸数	8戸	4	9	6	6	2
一戸平均耕地所有面積	1.2反	4	6.5	8	11	15.5
同山林面積	22反	74	64	42	116	150
部落費(a)	1,490圓	1,847	2,044	2,385	3,075	4,127
村民税	2,291圓	2,475	4,011	4,563	4,564	6,480
固定資産税	715圓	2,485	3,458	3,081	5,480	7,305
計(b)	4,449圓	6,807	9,513	10,029	13,119	17,912
% (%)	33.1	27.1	21.5	28.7	28.4	23.0

と、耕地三反未満の八戸（山林所有平均二町二反）の部落費負擔が（村民税十固定資産税十部落費）の三三%を占めているに反して、また三―五反層で二七%を占めているに反して、耕地一町、一・五町以上の上層八戸（平均山林所有一町ないし一五町）では二三%ないし二三・四%にすぎない。すなはち本來村税が上層ほど實質的負擔の軽いヒエラルヒー的體制となつてゐるのに、部落費はそれに輪をかけた苛刻な負擔となつてゐる。最も民主的な方法をとつてゐるこの部落でさえそうなのである。實際山林所有者——耕作地主が納める四―五千圓の部落費は、廣い山林、採草地をもととした立木販賣、製炭、仔牛でかなりまとまつた現金が入るから、納入も容易である。だが自家飯米にもこと缺く受配貧農、臨時の山仕事、土方仕事、或は出稼者からの僅かの収入にたよつてゐる貧農にとつて一―二千圓は大きな負擔である。しかもこの部落費は毎月二四日に曹洞宗の寺で開かれる愛宕講の日に徴收され、これをおさめなければ「村八分」にされるといふ強制力をもつてゐる。

#### 四 部落の豫算、決算書の分析

ではこのようにして徴集された部落費を物的基礎として、どのような部落の政治が行われているのか。第3表は昭和二五、二六年度のF部落の經費、予算決算書とその明細である。一見してなんと數々の飲み喰いの多く、なんと上級役員への手厚いもてなしてあることか。なんと宗教的色彩の濃い部落自治體であることか。私達は費目を追つてこの内容に立ち入ろう。

(1) 宗教費。決算の二四―二六%を占めている宗教費の内容は、昔ながらの農民の農耕生活に關係の深い四季の祭祀―春祭、二百十日、秋祭、大抜い——のための御酒代、御供米代、神官謝禮に大部分が消費されている。他

第3表別表 F部 落特別基金決算報告書

區 分	昭 26.1.7	昭 27.1.7	増減(△)	事 項
會長手許金	6,678圓	6,678圓	—	
畜 業 部	33,799	29,875	{ 191 440 △ 4,555	利 息 噴霧器使用料 同 購入助成金
文 化 部	2,933	3,461	528	500圓 電燈料金手数料 10ヶ月×40、2ヶ月×50圓 28圓 貯金利子
土 木 部	27,891	6,479	△21,412	△ 13,227 工事支出 △ 6,580 堤防工事地元 拂下運動助費 △ 1,606 工事セメント代 その他
宗 教 部	18,726	13,363	{ 12,292 △17,656	寺院修理積立金 同 立替金
社寺維持金	28,448	31,786	3,338	
合 計	118,475	91,613	△26,797	

は寺院神社の種々の負擔金である。社寺の改修、維持のためには別に部落共有林の賣却代金、寄附金を積立てた特別基金が設けられて、年々四萬七千圓前後の金が社寺の權威を保つために繰越されている。さらに宗教的行事として愛宕講が毎月二四日に寺で開かれている。この講は區長がつとめて、部落民はこの日に米一升と現金三十圓を持參して參集し、婦人會が御馳走を作つて飲み喰いする。だがこのリクリエーションの場合は、同時に村役場の傳達事項が區長を這じて連絡される村行政の一環としての場であり、供出割當、作報調査その他の下請を通じて國家權力による系統的收奪の一環となる場である。同時にこの愛宕講の日に先の部落費が徴收され、電力會社の電燈料が徴收される。電燈料の徴收は一月四〇圓(後に五十圓)という安い手数料で部落——講を通じて行われ、この手数料収入は部落基金特別會計の中に繰入れられ、文化費の予備に充當されている。この愛宕講のほかに、大念佛、觀音講、繁昌等の慣行があることは庶務費の中

経 費 決 算 書

昭和 26 年 度		昭 和 26 年 決 算 明 細
豫算高	増減(△)	
25,960.	△2,085.50	
4,600.	517.	御祈禱3升、春祭5合、神主講5合、二百十日5合、秋分1日1合 秋祭5合、願拂5合、正月5升、大拂5合計9回1斗1升5合 大晦日・春秋祭・智宮=8升宛 元且むしごし2升
500.	44.	春秋祭にローソク12本120圓 油5合代250圓
360.	10.	春秋祭にローソク12本120圓 油5合代250圓
2,500.	1,900.	年俸3,500圓・春秋祭・大説その他900圓
2,500.	△ 153.	神官・住職・5人衆の賄費
2,000.	1,117.50	神社登記800圓、佛教會費290圓、宗務所費226.50圓、神 社費407圓、その他教區費100圓、布教部費207圓
500.	60.	社務所用上敷代
13,000.	5,581.	先住忌、英靈追悼費4,425圓、花祭300圓、寺修繕杉皮55 0圓、寺庫裡上敷1,740圓その他
12,500.	△6,532.	
3,500.	△2,082.	{上藤長衛門先生接待費644圓 (さば180, ねぎ, いか100, ちくわ84, 酒5合230, 饅頭50) 養蠶講話接待費364 圓、上藤氏養蠶講師接待の爲白米3.5升210圓 作報調査菓子代、麥代水稻作付調査菓子代供米割當、一 部購入者受配期日算出の慰勞費等 むくろ55匹一匹に付20圓
5,000.	△1,550.	
2,000.	△ 900.	
2,000.	△2,000.	
26,500.	4,182.50	
3,000.	△ 756.	児童福祉大會1,060圓、村民角力大會選手慰勞費1,184圓
5,000.	△ 118.	映畫會1,887圓、部落浪曲大會2,995圓
3,000.	532.	春季、秋季衛生掃除検査員賄費3,082圓、チブス豫防注射 係員賄費450圓
15,500.	3,748.50	寺取付工事費1,549圓、外燈電球代3,010圓、外燈、寺、 飼育場電塗料14,689.圓50 敬老會14人の菓子代
4,000.	3,160.	
500.	△ 20.	橋つなぎ鐵線代
3,500.	3,180.	{土木課長、村土木委員、堤防決壊視察賄2,780圓、堤防工 事地元拂下運動にかかる賄費2,500圓、縣砂防協會費50 圓、堤防問題につき村議委員役場係員の賄費1,280圓
19,340.	1,938.	
4,000.	△ 650.	木炭17俵代
9,000.		消防費5,000圓(補助費その他)青年會3,000圓、大念佛 500圓、祭昌200圓、觀音講300圓
1,500.	△ 380.	筆紙墨代
3,340.		消防ポンプ吸水管新調代
	1,000.	神官、寺火災見舞金
1,500.	2,018.	固定資産評價委員賄費2,515圓その他
2,000.		
2,000.		
90,300.	△1,287.	

山村部落の財政實態

第七十三卷

一五六

第三號

一〇

第 3 表 F 部 落

款	科 目	昭 和 25 年 度			昭 算 高
		昭 算 高	豫 算 高	増 減(△)	
I 宗 教 費		18,800.60	21,630.	△2,829.50	23,874.50
	(1) 神 酒 代	5,074.50	6,500.	△1,425.50	5,117.
	(2) 御 供 米 代	408.	480.	△ 72.	544.
	(3) 燈 油 代	380.	380.		370.
	(4) 神 宮 謝 禮	1,700.	2,200.	△ 500.	4,400.
	(5) 虫 干 費	2,450.	2,500.	△ 50.	2,847.
	(6) 負 擔 金	1,778.	2,100.	△ 312.	3,117.50
	(7) 社 務 所 費		500.	△ 500.	500.
	(8) 寺 院 費				7,419.
II 産 業 經 済 費		7,724.	13,500.	△5,776.	5,968.
	(1) 農 事 講 習 費	935.	3,500.	△2,565.	1,418.
	(2) 事 務 費	4,969.	5,000.	△ 31.	3,450.
	(3) 野 獸 驅 除 費	1,000.	2,000.	△1,000.	1,100.
	(4) 驅 虫 費	600.	2,000.	△1,400.	
	(5) 噴 霧 器 修 理 代	220.	1,000.	△ 780.	
III 文 化 費		31,772.20	31,000.	772.20	30,682.50
	(1) 修 養 講 座 費	3,041.	3,000.	41.	2,244.
	(2) 娛 樂 費	6,900.	3,000.	3,900.	4,882.
	(3) 衛 生 費	8,562.	8,000.	562.	3,532.
	(4) 電 燈 費	13,269.20	17,000.	△3,734.80	19,248.50
	(5) 敬 老 會 費				776.
IV 土 木 費		4,915.	2,500.	2,415.	7,160.
	(1) 架 橋 費	150.	500.	△ 350.	480.
	(2) 雜 費	4,765.	2,000.	2,765.	6,680.
V 庶 務 費		13,058.	13,000.	58.	21,928.
	(1) 會 議 費	1,660.	3,000.	△1,340.	3,850.
	(2) 贈 呈 費	8,000.	8,000.		9,000.
	(3) 事 務 費	1,553.	1,500.	53.	1,120.
	(4) 財 産 費	845.		845.	8,340.
	(5) 見 舞 金	1,000.		1,000.	1,500.
	(6) 雜 費		500.	△ 500.	8,518.
VI 豫 備 費			2,000.	△2,000.	2,000.
	(1) 豫 備 費		2,000.	△2,000.	2,000.
支出總額合計		76,269.	83,930.	△7,360.	89,013.

山村部落の財政實態

第七十三卷

一五七

第三號

一一

から補助金がだされていることからうかがわれ、多彩の年中行事が山村民の生活を規定している。かかる講その他の行事は農民にとつて一つのリクリエーションの場とも見られるが、ここで注意すべきはこのようなしきたりが同時に村行政の末端機關の機能となり、外部資本の利用の具にされていることであり、また部落内部においても村權力に參與し外部資本の利益にあずかる山林地主、中農上層は、このリクリエーションを享樂できても、貧農はこの爲に米を買い、重い部落費の徴収を權威づけられ、社寺維持のために寄附金や勞働奉仕に苦しまねばならぬということである。

(四) 産業經濟費。この經費は毎年予算よりも決算額が少なく(二五年度豫算一六・一%↓決算一〇・一%、二六年度豫算一四%↓決算六・四%)、他の費用(文化費、土木費)が増大すれば必ずこの費用が削られる關係にある。従つて野獸(猪)驅除、驅虫、噴霧器の整備等直接農民の生産に關係のある予算、とりわけ劣等な土地條件にあつて乏しい貧農には、村がこの対策をやつていない以上、部落が支出するのは當然である予算がさらに削られるという事情にある。これに反して作報調査、供出割當等の國家による農民の收奪のための事務は、村を通じて末端の部落に浸透し、茶葉代、慰勞金といつた賄費が産業經濟費の過半を占めている。なおここで庶務費の中で固定資産評價委員賄費が上級役員に接待費におとらず相當の負擔となつて注意しておく。『モデル部落』というこの部落の特徴は、ただ農業講習會のための講師接待費に名残りをとどめるだけで、しかもこれがむしろ生産的な獸對害策や農機具の整備をさまたげている事情は、村の「開發計畫」がいたずらに外向きのポーズだけに終つてきている事情を反映している(「經濟構造」参照)。

(ハ) 文化費。經費別に見れば毎年第一位、三四—四一%を占めている。だが「文化」部落の實態は文化費の過半

が外灯、寺、飼育場の電灯料という固定費にとられてゐる事情で、電力料金の値上げは年々予算よりも決算額を増大させ——しかもこの間電灯料徴収の手數料は僅か一ヶ月につき一〇圓上つたに過ぎない——、更に寺の電灯取付工事までが部落費で賄われている。衛生費は農民の生活水準の向上のための經費ではなく、ただ衛生検査員や係員の賄費にすぎず、ここでも國縣事務のシワヨセが部落にまで侵透してゐるといへよう。かくて文化費の名残りは映画會、浪曲大會、角力大會という娯樂とスポーツに僅かに見られる。これでは青年達の「都會にてなければ勉強できないし、ロクな映画も見られない。部落に残つてゐるのはカスだと思われている」という悩みも消えそうにない。

(二) 土木費・以上のように農民の生産向上、生活水準の引き上げとは縁のない不生産的經費の増大、國家財政と官僚機構の重壓が村を通じて部落にまで浸透してゐる傾向は、土木費においてさらにあらわとなる。土木費の大部分は雜費に支出されているが、その内譯を決算明細に見ると、雜費六、六八〇圓(土木費の九〇%)は、なんと次のような費目に支出されている。

- (1) 堤防決壊視察(縣土木課長・土木委員) 二七八〇圓 (3) 道路測量・堤防問題賄費 一二六〇圓  
(2) 堤防工事地元拂下運動賄費 三五〇〇圓 (4) 縣砂防協會負擔金 五〇圓

上級官僚に吞ませなければ補助金がもらえず、仕事もできないという「宴會政治」は國、縣、村政に限らず、部落においても例外ではない。もとよりこれに關係するものは村、部落のボスであり、水害は外部資本(土建)と地主、中農上層の利益のために處理され、「第二の災害」(村長談)を一般農民にもたらす。この饗宴には凡そ農民の日常生活に縁のないバイナップルの鐘話、ビールが出されているが、しかもこの饗宴の背後には、災害の應急處置のために辨當持參の部落民の勞働奉仕と、これに用なければ一日三〇〇圓を徴収されるという予算外にはみ出た負

擔がみられるのである。なお特別基金の土木部から、さらに賄費が六六八〇圓、工事支出が一萬三千圓だされていることに注目しなければならぬ。水害となれば直ちに困るのは地元落部であつて見れば、部落費負擔工事もしなければならず、また潜在的失業の貧農が水害によつて却つて地元工事を通じて工事人夫の口を保障され、この低質銀を利用する土建業者と村、部落のボスの暗躍となる關係は、單に村長のいう「第二の災害」が農民の意識のおくれからくるという説明だけでは納得できないものをもつてゐる。

## む す び

以上F部落の財政、特にその歳出面の分析を通じて、「モデル部落」の内部にも古い部落秩序、すなわち地主的支配の體制がかなり濃厚に認められること、併し同時に國家權力と村外の獨占資本の支配も著しく浸透してゐることを考察したのであつた。すでに第一節でも指摘しておいたように、この二つの支配は互に並列した別の物ではない。部落内の支配者が、部落秩序の弱體化に對應して、上から様々の「民主化」の方策——部落費の民主的配分、部落役職のまわりもち、文化厚生費等々——を實施するために、國家權力や外部資本と結びつき、結果において地主的支配を維持しようとしてゐるからである。逆にいえば、國家權力や外部資本は地主的支配の殘存物を通じて部落を掌握してゐると云えるだろう。これはF部落という一山村の特殊な部落の財政分析を通じて推論されたことであるが、日本の多くの農村にもある程度、あてはまる事情ではなからうか。従つて昨年みられたような軍事基地反對斗争や水害復舊斗争のように山村、漁村の斗争がはげしくなれば、部落内の支配もゆらぐと同時に、それを支えている國家權力も大きく動搖することになるのではないかと思われれる。